

栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の制度改正に係る説明会次第

日時：令和元年8月26日（月）

午後1時30分～

場所：栃木文化会館 小ホール

1. 開会

2. あいさつ

3. 説明

(1) 2019年度介護報酬改定（10月1日施行分）に伴う対応について

資料1

(2) 栃木市の総合事業に係る制度改正について（令和2年4月改正予定）

資料2 資料3 資料4 資料5

(3) 制度改正に伴う介護予防ケアマネジメントについて

資料6

4. その他

5. 閉会



2019年度介護報酬改定（10月1日施行分）に伴う対応について

2019年度介護報酬改定のうち、本年10月1日から施行される内容について、以下のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1. サービスコードについて

消費税引上げ及び介護職員等特定処遇改善加算の創設に伴い、サービスコードが変更となります。別紙サービスコード表をご確認ください。

なお、変更後のサービスコードマスタ（CSVファイル）については、準備が整い次第お知らせするとともに、市ホームページへ掲載いたします。

2. 区分支給限度基準額について

今般の消費税引上げに伴い、区分支給限度基準額が次のとおり見直しされます。

区 分	事業対象者	要支援1	要支援2
改定前	5,003単位	5,003単位	10,473単位
改定後	5,032単位	5,032単位	10,531単位

令和元年9月30日以前に交付した介護保険被保険者証について、再交付は行いません。交付済みの被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えてご対応願います。

なお、令和元年10月以降に交付する被保険者証については、新たな区分支給限度基準額を記載して交付いたします。（事業対象者については、これまで同様、被保険者証に区分支給限度基準額の記載はありません。）

3. 運営規程等の取扱いについて

今般の消費税引上げに伴う対応のみを行う事業所については、次のとおり対応願います。なお、介護職員等特定処遇改善加算を取得する事業所については、通常通り、適切な対応をお願いいたします。

（1）運営規程の取扱いについて

通常、運営規程の内容を変更する場合は、市への変更届出書の提出が必要となりますが、今般の消費税引上げに伴う変更については、届出の必要はありません。ただし、事業所内に掲示している運営規程の概要等については、令和元年10月1日以降、速やかに変更してください。

（2）契約書の取扱いについて

通常、契約書の内容を変更する場合は、再契約を行う必要がありますが、今般の消費税引上げに伴う変更については、再契約の必要はありません。ただし、契約書に利用料金等の記載があるなど、重要事項に関連する内容を含む場合には、(3)に準じて再契約の有無を判断してください。

(3) 重要事項説明書の取扱いについて

利用料の増額について、利用者及び家族に対する説明を行うため、重要事項説明書については、変更点と積算根拠（消費税引上げ転嫁分）を書面で示し、丁寧に説明を行い、同意を得てください。また、説明の際に使用した書面や同意に係る記録は事業所及び利用者双方で保管することとし、事業所は5年間保存してください。

4. 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援業務委託契約について

今般の消費税引上げに伴い、介護予防ケアマネジメント費等の単位数が変更になったことから、当該業務委託についても委託料の変更が生じるため、変更契約の手続きが必要となります。

詳細については9月中に改めて通知にてお知らせするとともに、後日、請求関係の新様式を市ホームページに掲載いたしますので、10月作成分（11月審査分）よりご利用ください。

栃木市 第1号訪問事業（緩和した基準による訪問型サービス）サービスコード表【A2】

令和元年10月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1,055単位 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)35単位	1,055	1月につき	
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	950	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	32	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)2,108単位 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)69単位	2,108	1月につき	
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,897	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	62	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,344単位 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)110単位	3,344	1月につき	
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,010	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	99	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき

単価 10.21円(7級地)

栃木市 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）サービスコード表【A2】

令和元年10月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,172単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80%	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		39	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,342単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80%	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		122	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業所対象者・要支援1・2(週1回程度) 267単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80%	267	1月につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		240	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		271	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		244	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援1・2(週2回未満) 271単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80%	286	1回につき
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		257	
A2	1411	訪問型短時間サービス		166	
A2	1414	訪問型短時間サービス・初任同一		149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	特定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	特定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	特定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	特定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	特定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	特定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	子 初回加算 200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 特定単位数の137/1000加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 特定単位数の100/1000加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 特定単位数の55/1000加算 (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算 (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 特定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 特定単位数の42/1000加算		

単価 10.21円(7級地)

栃木市 第1号通所事業（緩和した基準による通所型サービス）サービスコード表【A6】

令和元年10月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,324単位	1,324	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス/21日割		事業対象者・要支援1	43単位	43	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	2,714単位	2,714	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			90単位	90	1日につき

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,324単位	定員超過の場合 ×70%	927	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超		事業対象者・要支援1	43単位		30	
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	2,714単位		1,900	
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			90単位		63	

単価 10.14円(7級地)

栃木市 第1号通所事業（通所介護相当サービス）サービスコード表【A6】

令和元年10月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位数		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655 1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54 1日につき			
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393 1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス2日割		112単位	112 1日につき			
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位	380 1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391 1回につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		網掛け部分は、栃木市では使用しません		1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376			
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752			
A6	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100			
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算	150単位加算	150			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算	150単位加算	150			
A6	5006	通所型複数サービス実施加算ⅠⅠ	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算		1月につき	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算ⅠⅡ		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上			480単位加算
A6	5008	通所型複数サービス実施加算ⅠⅢ			栄養改善及び口腔機能向上			480単位加算
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120単位加算	120			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1 72単位	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2 144単位	144		
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1 48単位	48		
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡⅡ			事業対象者・要支援2 96単位	96		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 24単位	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2 48単位	48		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算	1月につき		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算				
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算				
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算	1月につき		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位数	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 ×70%	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54単位	38 1日につき		
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393単位		2,375 1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		112単位	78 1日につき		
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		266 1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位数	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54単位	38 1日につき		
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393単位		2,375 1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		112単位	78 1日につき		
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		266 1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		274 1回につき

単価 10.14円(7級地)

介護予防・生活支援サービス事業について

1. 介護予防・生活支援サービスの実施状況（平成29年4月総合事業開始）

1) 事業対象者・要支援認定者の推移

認定区分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末推計
事業対象者	0	414	395	427
要支援1	637	420	519	561
要支援2	854	715	826	892
合計	1,491	1,549	1,740	1,880
対前年度末比	-	103.89%	112.33%	108.05%
対平成28年度末比	-	103.89%	116.70%	126.09%

※年平均伸び率 8.11%（平成30年度末までの年平均伸び率）

2) 訪問型サービスの利用者及び事業費の推移

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末推計
年間利用者	3,427	3,453	3,946	4,128
対前年度末比	-	100.76%	114.28%	104.61%
対平成28年度末比	-	100.76%	115.14%	120.46%

※年平均伸び率 7.52%（平成30年度末までの年平均伸び率）

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末推計
年間事業費	61,728,287	62,676,549	72,403,117	73,518,447
対前年度末比	-	101.54%	115.52%	101.54%
対平成28年度末比	-	101.54%	117.29%	119.10%

※年平均伸び率 8.53%（平成30年度末までの年平均伸び率）

3) 通所型サービスの利用者及び事業費の推移

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末推計
年間利用者	4,870	5,779	7,392	9,298
対前年度末比	-	118.67%	127.91%	125.78%
対平成28年度末比	-	118.67%	151.79%	190.92%

※年平均伸び率 23.29%（平成30年度末までの年平均伸び率）

	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末推計
年間事業費	132,113,732	151,566,994	191,960,489	237,275,551
対前年度末比	-	114.72%	126.65%	123.61%
対平成28年度末比	-	114.72%	145.30%	179.60%

※年平均伸び率 20.69%（平成30年度末までの年平均伸び率）

2. 介護予防・生活支援サービスにおける現状

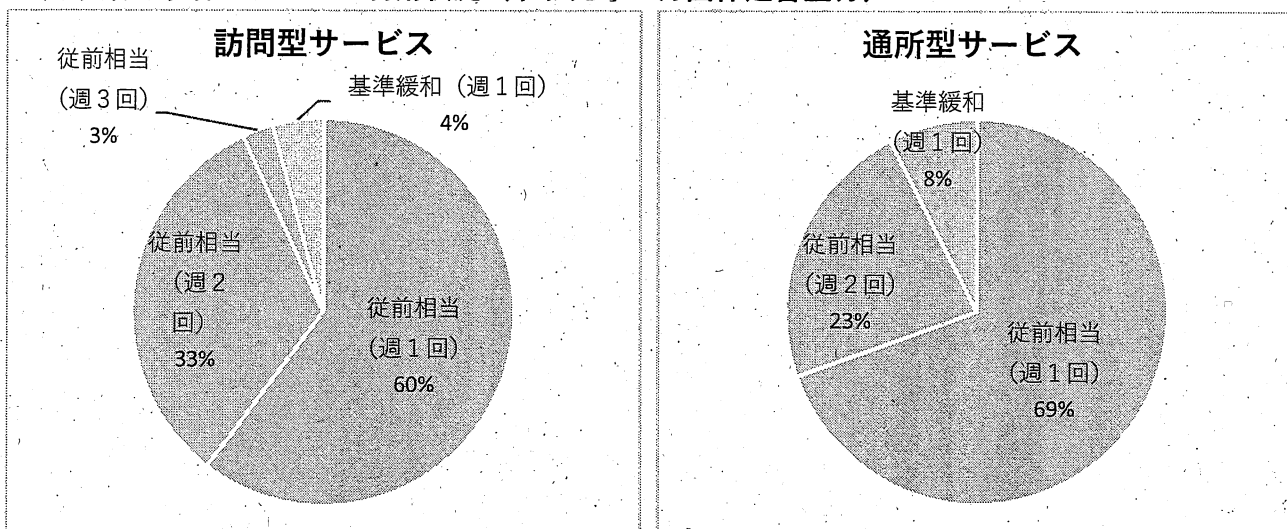
1) 訪問型サービス・通所型サービスの市内事業所指定状況（令和元年6月1日時点）

	訪問型サービス			通所型サービス		
	従前相当※1	基準緩和	計	従前相当※2	基準緩和	計
件数	24	10	34	64	19	83
割合	70.6%	29.4%	100.0%	77.1%	22.9%	100.0%

※1：介護福祉士などの専門職が提供する身体介護を含む生活援助等の60分程度のサービス

※2：専門職による生活機能向上の機能訓練、入浴や食事の提供を行うサービス

2) 事業対象者のサービス利用状況（令和元年5月国保連審査分）



3) これまでの主な取組

- 介護認定や総合事業の申請受付の際に利用している「確認シート」の一部修正
 - 介護保険以外の高齢者向けサービスの案内、利用者の選択肢が広がるきっかけづくり
- 地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターによる地域資源の把握と活用
 - 地域における既存の民間サービス、代替サービスの把握と高齢者の社会参加、地域での支え合い体制づくりの促進
- シルバー人材センターへの委託による緩和した基準による訪問型サービス及び保健・医療の専門職の集中的な介入による通所型サービスC（短期集中通所型サービス）の試行事業の実施
 - 総合事業における多様なサービスの整備
- 介護予防ケアマネジメントの点検
 - これまでの介護予防・生活支援サービスの利用に関する課題等の洗い出し

3. 介護予防・生活支援サービスにおける制度改正について

- ・総合事業開始に伴い、要支援者から事業対象者に移行し、既存サービスを継続した例が多い。
 - ・基準緩和型サービス事業所、個々のニーズに対応可能な地域資源（代替サービス）が少ない。
- ⇒総合事業の考え方を改めて整理し、地域全体で自立支援・重度化防止に向けた取組
- ⇒介護予防・生活支援サービスに係る見直しを行い、令和2年4月を目途に制度改正を実施

受付者： _____

【日常生活支援総合事業・介護保険認定申請書（新規・更新・変更）受付に伴う確認シート】

申請年月日 年 月 日

対象者氏名	生年月日（年齢）	M T S	()
住所	栃木市	電話番号	-

1 窓口に来た方

本人（対象者） 家族（同世帯 別世帯 ） その他（ ）

2 現在介護認定を受けていますか。

受けていない ⇒4へすすむ 受けている（要支援 _____ 要介護 _____ ） ⇒3へすすむ

3 現在利用している介護保険サービス

ヘルパー（月 火 水 木 金 土 日） デイサービス（月 火 水 木 金 土 日）

デイケア（月 火 水 木 金 土 日） その他（ ）

居宅介護支援事業所（ CM名： ）

4 現在の医療状況について

通院中（ ）

入院中（病院名： 病棟： ）

特に通院していない

申請理由等（ ）

5 立会人氏名、電話番号及び昼間連絡のつく時間帯

氏名 _____ 続柄（ ） ☎ _____

いつでも大丈夫 時間帯指定 曜日 _____ 時頃が都合が良い _____

6 生活状況について

歩行（歩けるか） -----> できる・つかまれば可
 更衣（着替えができるか）-----> できる・一部助け必要
 清潔（一人で入浴できるか）-----> できる
 食事（一人で食事できるか）-----> できる
 生活に支障のある物忘れがある -----> なし

できない
 できない
 できない
 できない
 ある

7 困っていることは何ですか
その問題を解決するサービス
はありますか

A
 ①訪問型サービス（ホームヘルプ）
 ・生活援助
 ②通所型サービス（デイサービス）
 ・レク 運動
 ・短期集中リハビリ

①訪問介護（ホームヘルプ）
 ・身体介護・生活援助
 ②通所介護（デイサービス）
 ・入浴・食事・リハビリ

Aのみ該当⇒基本チェックリスト

Bのみ、AとB両方該当

⇒要介護認定

Cのみ該当⇒高齢福祉サービスのご案内

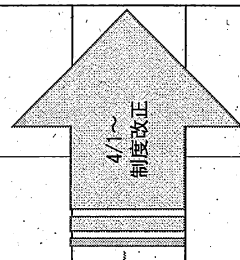
C
 ③軽度生活援助事業※
 ④配食サービス※
 ⑤介護予防教室
 ⑥あったか体操
 ⑦はつらつセンター
 ⑧認知症カフェ
 ⑨公民館事業
 ⑩スポーツジム

通所リハビリ
 訪問看護
 福祉用具（レンタル・購入）
 ショートステイ
 住宅改修
 施設入所
 訪問リハビリ
 訪問入浴

- 介護予防・生活支援サービス事業（A）
- 介護保険認定申請（B、A+B）
- 一般介護予防事業（C）
- 高齢者福祉サービス・地域のサービス（C）
- ③～⑩は別紙（ご案内のみ）※要件あり

栃木市総合事業に係る制度改正スケジュール

	2019年							2020年					令和2年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
会議関係		8/26事業者説明会		★10/1消費税改正									★4/1制度改正	
基準緩和型サービスの指定	第1回受付	第2回受付		※10/1付指定	※11/1付指定	※12/1付指定	※1/1付指定	※2/1付指定	※3/1付指定	※4/1付指定	※5/1付指定			
サービス提供事業者への周知														
住宅介護支援事業者への周知														
利用者への周知														
サービスコード変更				※消費税込改正に伴う変更										
委託による訪問型サービスA (緩和した基準による訪問型サービス)														
通所型サービスC (短期集中通所型サービス)														
栃木市総合事業に係る総合案内														



制度改正に伴う訪問型サービス・通所型サービス利用の考え方

(1) 訪問型サービス

【現行】

	訪問介護相当サービス			緩和した基準による訪問型サービス		
	週1回程度	週2回程度	週2回超	週1回程度	週2回程度	週2回超
事業対象者	○	○	○	○	○	○
要支援1	○	○	/	○	○	/
要支援2	○	○	○	○	○	○

【改正後】

	訪問介護相当サービス			緩和した基準による訪問型サービス		
	週1回程度	週2回程度	週2回超	週1回程度	週2回程度	週2回超
事業対象者	△	△	/	○	△	/
要支援1	△	△	/	○	△	/
要支援2	○	○	○	○	○	○

(2) 通所型サービス

【現行】

	通所介護相当サービス		緩和した基準による通所型サービス	
	週1回相当	週2回相当	週1回相当	週2回相当
事業対象者	○	○	○	○
要支援1	○	/	○	/
要支援2	/	○	/	○

【改正後】

	通所介護相当サービス		緩和した基準による通所型サービス	
	週1回相当	週2回相当	週1回相当	週2回相当
事業対象者	△	/	○	/
要支援1	△	/	○	/
要支援2	/	○	/	○

(3) サービス利用の考え方

- ・サービス利用に当たっては、地域資源（地域のサービスや活動の場等）を活用した自立支援を念頭に置き、原則、緩和した基準による市独自のサービスへ移行する。
- ・事業対象者及び要支援1について、○印の基準緩和以外のサービス（△印）が必要な場合は、地域包括支援センターにおいて利用の適否を判断する。
- ・事業対象者で要支援2相当のサービス利用の必要がある場合には、要支援認定申請により、要支援2の認定を受ける必要あり。

【事業対象者・要支援1の場合】

訪問型	緩和した基準による訪問型サービス (市独自訪問型サービス)	週1回程度
通所型	緩和した基準による通所型サービス (市独自通所型サービス)	週1回相当

※原則、市独自サービスの週1回利用とし、回数増や従前相当サービスが必要な場合は、地域包括支援センターへ事前に相談を行う。

【要支援2の場合】

訪問型	緩和した基準による訪問型サービス (市独自訪問型サービス)	週1～3回程度
	訪問介護相当サービス (従前相当訪問型サービス)	週1～3回程度
通所型	緩和した基準による通所型サービス (市独自通所型サービス)	週1～2回相当
	通所介護相当サービス (従前相当通所型サービス)	週1～2回相当

※同サービス内での併用は不可

※原則以外の利用を希望する場合の取り扱いについては、資料6「3. 事業対象者・要支援1認定者のサービス例外利用の取り扱いについて」を参照ください。

◆栃木市介護予防・生活支援サービスの基準について（令和2年4月改正）

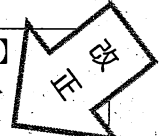
【訪問型サービスの基準】

種別	訪問介護相当サービス (従前の介護予防訪問介護)	緩和した基準による訪問型サービス (市独自訪問型サービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●身体介護（入浴・排泄・食事の介助） ○生活援助（掃除や整理整頓） ○生活必需品の買い物 ○食事の準備や調理 ○衣類の洗濯や整理 ○薬の受け取り など 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活援助（掃除や整理整頓） ○ゴミの分別やゴミ出し ○生活必需品の買い物 ○食事の準備や調理 ○衣類の洗濯や整理 ※身体介護の提供はなし
提供時間	1回60分程度	1回45分未満
提供者	指定事業者	指定事業者（新規に市が指定）
従事者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 (従前の介護予防訪問介護と同様)	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 及び市が指定する研修「栃木市生活サポーター（あったかいご員）養成講座」の修了者
単価	<p>【従前の介護予防訪問介護と同様】</p> <p>訪問Ⅰ（週1回）<u>1,172 単位/月</u></p> <p>訪問Ⅱ（週2回）<u>2,342 単位/月</u></p> <p>訪問Ⅲ（週2回超）<u>3,715 単位/月</u></p> <p>※加算についても従前同様</p>	<p>【従前の介護予防訪問介護の80%】</p> <p>訪問Ⅰ（週1回）<u>938 単位/月</u></p> <p>訪問Ⅱ（週2回）<u>1,874 単位/月</u></p> <p>訪問Ⅲ（週2回超）<u>2,972 単位/月</u></p> <p>※加算は初回加算のみ 200 単位/月</p>
(基準)	予防給付の基準を準用	人員を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者 常勤・専従1人以上（兼務可） ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 (資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に対し1人以上 (資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) 	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者 専従1人以上（兼務可） ②従事者 必要数 (資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、その他市が指定する研修「栃木市生活サポーター（あったかいご員）養成講座」の修了者) ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 (資格要件：従事者に同じ)
設備	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ①運営規程（生活援助のみ）等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等

※単価10,21円（7級地）

【通所型サービスの基準】

種別	通所介護相当サービス (従前の介護予防通所介護)	緩和した基準による通所型サービス (市独自通所型サービス)
サービス内容	●入浴・食事 ○生活機能向上のための機能訓練 ○レクリエーション など	○運動 ○レクリエーション ※入浴の提供はなし ※食事は希望により提供可 ※送迎あり
提供時間	平均 3 時間以上 9 時間未満	平均 2 時間以上 <u>9 時間未満</u>
提供者	指定事業者	指定事業者 (新規に市が指定)
従事者	看護師、機能訓練指導員、生活相談員 (従前の介護予防通所介護と同様)	15 人まで専従 1 以上 (資格要件なし)
単価	【従前の介護予防通所介護と同様】 要支援 1 相当 <u>1,655 単位/月</u> 要支援 2 相当 <u>3,393 単位/月</u> ※加算についても従前同様	【従前の介護予防通所介護の 80%】 要支援 1 相当 <u>1,324 単位/月</u> 要支援 2 相当 <u>2,714 単位/月</u> ※加算なし
(基準)	予防給付の基準を準用	人員を緩和した基準
人員	①管理者 常勤・専従 1 人以上 (兼務可) ②生活相談員等 専従 1 人以上 ③看護職員 専従 1 人以上 (定員 10 人以下の場合は、看護職員又は 介護職員いずれか 1 人以上) ④介護職員 15 人まで 専従 1 以上 15 人超 利用者 1 人に専従 0.2 人以上 (生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤) ⑤機能訓練指導員 1 人以上	①管理者 専従 1 以上 (兼務可・資格要件なし) ②従事者 (資格要件なし) 15 人まで 専従 1 以上 15 人超 利用者 1 人に必要数
設備	①食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火施設その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品
運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程 (生活援助のみ) 等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等



※単価 10.14 円 (7 級地)

指定訪問（通所）介護等と第一号事業（従前相当サービス・緩和した基準によるサービス）を一体的に提供する場合の取扱いについて

指定訪問（通所）介護等と第一号訪問（通所）事業を一体的に提供する場合は、次の通知等を参考に実施してください。

【訪問型サービス】

訪問型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準			
	従前の訪問介護相当のサービス (従前の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき要請)と一体的に実施
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を算す ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【支給要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 【支給要件:介護福祉士、実務者研修修了者、5年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 ※1 実働がない場合、他の職種、同一地域内の他事業所等の職種に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を算し、要支援者には必要数(総務部)分 ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【支給要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3 【支給要件:介護福祉士、実務者研修修了者、5年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 ※1 実働がない場合、他の職種、同一地域内の他事業所等の職種に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 ※3 要介護者の経過に影響がないよう配慮。 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上+必要数(市町村判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は充てられない場合、同一地域内の他事業所等の職种に従事可能。 また、最低基準を下回った場合でも職員が活動に関与することは可能。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・秘密保持等 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

(注)介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第26条第3項に規定。

<参考>

	従前の訪問介護相当のサービス (従前の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき要請)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を算す ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【支給要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 【支給要件:介護福祉士、実務者研修修了者、5年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 ※1 実働がない場合、他の職種、同一地域内の他事業所等の職種に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤1以上 ・従事者 必要数 【支給要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は一定の研修受講済】 【訪問事業責任者(限付) 従事者のうち必要数】 【支給要件は事業者判断】 ※ 実働がない場合、他の職種、同一地域内の他事業所等の職種に従事可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (注)の基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注)訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一地域内で行う場合は、実働がない場合の経過に影響がない場合に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者の兼務が可能

(出典：厚生労働省『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン』P109)

○指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務について(平成30年3月30日厚生労働省老健局振興課)(別添参照)

栃木市における緩和した基準による訪問型サービスを指定訪問介護等と一体的に行う場合のサービス提供責任者の必要数については、従前同様、利用者の数が40またはその端数を増すごとに1人以上とします。(緩和した基準による訪問型サービスを単独で行う場合の訪問事業責任者についても同様の考え方とします。)

【通所型サービス】

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

	従前の通所介護相当のサービス (従前の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき要項)と一体的に実施
人員	○従前と同様、従事者が専従要件を満たしているのみならず、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を勘定する(総員数) ・管理者※ 常勤専従以上 ・生活相談員 要員以上 ・介護職員 ～15人 要員以上 15人～利用者1人に要員2人以上 (生活相談員・介護職員の上は常勤) ・機能経路相談員 1人以上 ※ 支障がない場合、他の職種、同一郡市内の他事業所等の範囲に必要可也。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+必要数(利用者の利用)	○従事者が専従要件を満たしているのみならず、要介護者及び要介護者以外の利用者(要支援者)も必要数(総員数) ・管理者※ 常勤専従以上 ・生活相談員 要員以上 ・介護職員 ～15人 要員以上 15人～利用者1人に要員2人以上 (生活相談員・介護職員の上は常勤) ・機能経路相談員 1人以上 ※ 支障がない場合、他の職種、同一郡市内の他事業所等の範囲に必要可也。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+必要数(利用者の利用)	○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一郡市内の他事業所等の範囲に必要可也。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に開号することが可能。
施設	○従前と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を勘定する ・食堂・機能経路個室(9㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な他の設備・備品	○従前と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす ・サービスを提供するために必要設備(9㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	
その他	個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明同意 ・健康状態の管理 ・事故発生時の対応	・提供拒否の禁止 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 ○必ずしも遵守を要しないが、プログラムが空は区分するなど、要介護者の処遇に影響がない範囲で、事業所のスペースを共用することは可能。	

(注)介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第7条第5項に規定。

	従前の通所介護相当のサービス (従前の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき要項)
人員	○従前と同様、従事者が専従要件を満たしているのみならず、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を勘定する(総員数) ・管理者※ 常勤専従以上 ・生活相談員 要員以上 ・介護職員 ～15人 要員以上 15人～利用者1人に要員2人以上 (生活相談員・介護職員の上は常勤) ・機能経路相談員 1人以上 ※ 支障がない場合、他の職種、同一郡市内の他事業所等の範囲に必要可也。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+必要数(利用者の利用)	○従事者が専従要件を満たしているのみならず、要介護者及び要介護者以外の利用者(要支援者)も必要数(総員数) ・管理者※ 常勤専従以上 ・従事者 ～15人 要員以上 15人～利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職種、同一郡市内の他事業所等の範囲に必要可也。	従事者 必要数
施設	○従前と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を勘定する ・食堂・機能経路個室(9㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な他の設備・備品	○従前と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす ・サービスを提供するために必要設備(9㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	サービスを提供するために必要設備 ・必要な設備・備品
その他	個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の健康状態の管理 ・健康状態の管理 ・事故発生時の対応	・必要可也、個別サービス計画の作成 ・従事者の健康状態の管理 ・健康状態の管理 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	従事者の健康状態の管理 ・健康状態の管理 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注)通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一郡市内で行う場合は、規模や職種、種々の空きスペースの活用等については、支障がない範囲(利用者への処遇に影響がない場合)に、管理者(施設長)及び関係者による下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能。

(出典：厚生労働省『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン』P110)

○平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)

・指定通所介護と第一号通所事業を一体的に実施する場合の取扱い

問5.1 指定通所介護と第一号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))を一体的に実施する場合の指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え方如何。また、その際の指定通所介護事業所の利用定員の考え方如何。

(答)

- 1 指定通所介護と第一号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、第一号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))の利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めない。
- 2 指定通所介護と第一号通所事業(現行の介護予防通所介護に相当するサービス)を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に第一号通所事業(現行の介護予防通所介護に相当するサービス)の利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることになる。

○「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A

【平成28年8月19日版】

問14 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。

（答）

- 1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、
 - ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3㎡以上、
 - ・通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。
- 2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。
- 3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。

栃木市における緩和した基準による通所型サービスを指定通所介護等と一体的に行う場合については、要介護者への処遇に影響を与えないよう配慮した上で、一体的に同じ場所でサービス提供することを可能とします。（間仕切りやパーティション等の設置は不要）

また、プログラムについても、それぞれの利用者の状態に応じたサービス提供が可能であれば同じメニューとしても差し支えありません。

（人員や場所、設備の関係で一体的な提供が困難な場合であっても、空いている時間帯や曜日を調整するなど、単独型での緩和した基準による通所型サービスの指定取得をご検討ください。）

事 務 連 絡
平成30年3月30日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおける
サービス提供責任者の兼務について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。）と、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）に限る。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合について、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知することとされている。

具体的な取扱いについては、下記のとおりとなるので、各都道府県においては、本事務連絡の趣旨及び内容を御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

指定訪問介護と、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）に限る。以下「訪問型サービスA」という。）を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。

なお、このような場合におけるサービス提供責任者の必要数を算出するに当たっての利用者数の計算方法は市町村の判断になり、具体的には、指定訪問介護の利用者を1としつつ、訪問型サービスAの利用者を1とすることのほか、例えば0.5などに緩和することも可能である。

また、旧介護予防訪問介護に相当するサービスと訪問型サービスAを一体的に運営する場合においても、上記の取扱いと同様である。

(参考) 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)(抄)

6 義務付け・枠付けの見直し等

(27) 介護保険法(平 9 法 123)

(iii) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平 11 厚生省令 37) 5 条 2 項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス A)に限る。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

栃市地包号外

令和元年8月26日

指定介護予防・生活支援サービス事業所 御中

栃木市長 大川 秀子

(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業に係る「市独自型サービス(緩和した基準によるサービス)」の指定申請について(依頼)

日頃より本市介護保険及び高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

栃木市における介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成29年4月から2年半を経過するところですが、標記サービスについてはサービス利用が進まず、多くの利用者が従前の介護相当サービスを利用している状況です。

総合事業では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の介護予防を目的に地域の実情に応じた多様なサービスを整備するなどの地域づくりを進めていくこととしています。

そのため、従前の介護相当サービスの指定を受けている事業者につきましては、市独自型サービス(緩和した基準によるサービス)の指定を受け、サービス利用者の受入をお願いいたします。

なお、令和2(2020)年4月に総合事業の改正を予定しており、事業対象者及び要支1の方のサービス利用については、原則、市独自型サービス(緩和した基準によるサービス)へ移行することといたしました。

各事業所につきましては下記のスケジュールで書類を提出いただきたくご通知申し上げます。なお、書類提出の際には個別に面談を実施いたしますので、事前に担当までご連絡いただき、日程調整の上、書類の提出をお願いいたします。

○提出期間

令和元年9月2日(月)～令和2年2月28日(金)

○指定予定年月日

各月末までの提出分を翌々月の1日に指定、または、令和2年4月1日指定

(例) 9月30日までの提出分→11月1日指定、または、令和2年4月1日指定

※上記は令和2年4月1日指定までの対応となりますが、上記提出期間以降も、随時指定申請を受け付けます。(各月末までの提出分を翌々月の1日に指定)

栃木市地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係 沼尾
TEL: 0282-21-2247

指定申請書類について

現在、従前の介護相当サービスの指定を受けている事業所で、緩和した基準によるサービスの指定を受ける場合の提出書類の取扱いについては、以下のとおりとします。

申請書類及び添付書類		緩和した基準による 訪問型サービス		緩和した基準による 通所型サービス	
		一体型	単独型	一体型	単独型
1	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書	○	○	○	○
2	訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表1）	○	○		
3	通所型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表2）			○	○
4	申請者の登記事項証明書又は条例等	△	△	△	△
5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	△	○	△	○
6	資格証等の写し	△	○	△	○
7	サービス提供責任者（訪問事業責任者）の経歴書	△	○		
8	事業所の平面図、外観および内部の写真（カラー）	不要	○	不要	○
9	設備・備品等一覧表			不要	○
10	運営規程	△	△	△	△
11	重要事項説明書	○	○	○	○
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	△	○	△	○
13	サービス提供実施単位一覧表			○	○
14	誓約書	○	○	○	○
15	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○
16	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○
17	消防法及び建築基準法に係る書類			△	△
18	サービス提供形態等報告書 (緩和した基準によるサービスのみ)	○	○	○	○

追加

◆一体型と単独型の区分について

- ※ 一体型・・・同一の事業所において介護相当サービスと一体的に運営する場合
- ※ 単独型・・・①同一の事業所であっても介護相当サービスとは別の区画で事業を行う場合
②緩和した基準によるサービスのみ事業を行う場合

◆提出書類について

- ※ ○印の書類は必ず提出してください。
- ※ △印の書類は次の特記事項を確認の上、必要に応じて提出してください。

◆特記事項

・ 付表1（訪問）、付表2（通所）

緩和した基準によるサービスについて記載（追記）してください。

・ 申請者の登記事項証明書又は条例等（共通）

目的が「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」や「介護保険法に基づく第1号訪問（通所）事業」に変更されている場合には提出不要です。

・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（共通）

一体型の場合で、訪問型サービスの利用者の数や通所型サービスの定員に変更がない場合は提出不要です。

・ 資格証等の写し（共通）

一体型の場合で、上記に伴う人員の変更がない場合は提出不要です。

・ 訪問事業責任者の経歴書（訪問）

一体型の場合で、利用者の数に応じたサービス提供責任者が配置されている場合は提出不要です。

・ 運営規程（共通）

サービス等の表記が変更されている場合は提出不要です。

（例）介護予防訪問（通所）介護 ⇒ 第1号訪問（通所）事業

・ 重要事項説明書（共通）

緩和した基準によるサービスの内容について、勤務体制や利用料金等を記載してください。

・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（共通）

窓口や処理手順等、内容に変更がなければ提出不要です。

・ 消防法及び建築基準法に係る書類（通所）

関係法令に適合している確認が取れている場合は提出不要です。

・ サービス提供形態等報告書（共通）

緩和した基準によるサービスの利用促進を図るため、当該報告書をもとにケアマネジャー等に情報提供を行いますので、書類の作成をお願いします。

サービス提供形態等報告書（第1号訪問事業）

サービスの種類		緩和した基準による訪問型サービス	
事業所名			
指定番号			
所在地			
サービス提供 実施区域			
営業時間 (受付時間)			
提供 曜日 ・ 提供 時間	曜日	時間	
	月	～	
	火	～	
	水	～	
	木	～	
	金	～	
	土	～	
	日	～	
休業日			
サービス 提供内容 (生活援助)			
提供体制		<input type="checkbox"/> 一体型※ ¹ <input type="checkbox"/> 単独型	
従事者の資格※ ² (非公開情報)			
アピール ポイント			
窓口担当者			
電話番号		FAX 番号	

※1：同一の事業所において従前の介護相当サービスと一体的に運営する場合

※2：「介護福祉士」「介護職員初任者研修等修了者」等の資格や「市が指定する研修受講者（栃木市生活サポーター・あったかいご員）」の有無を記入してください。

※3：チラシなどがある場合にはご提供ください。

サービス提供形態等報告書（第1号通所事業）

サービスの種類		緩和した基準による通所型サービス	
事業所名			
指定番号			
所在地			
サービス提供 実施区域			
営業時間 (受付時間)			
提供曜日・ 提供時間・ 定員	曜日	時間	定員
	月	～	
	火	～	
	水	～	
	木	～	
	金	～	
	土	～	
	日	～	
休業日			
サービス 提供内容 (運動・レク)			
提供体制		<input type="checkbox"/> 一体型 ^{※1} <input type="checkbox"/> 単独型	
アピール ポイント			
利用者負担 ^{※2}			
送迎の範囲			
窓口担当者			
電話番号		FAX番号	

※1：同一の事業所において従前の介護相当サービスと一体的に運営する場合

※2：利用料以外の「その他の費用」について記入してください。

※3：チラシなどがある場合にはご提供ください。

◆訪問型サービス・通所型サービスの指定状況と移行対象者数（事業対象者・要支援1）

圏域	訪問型サービス					通所型サービス				
	従前相当	基準緩和	計	指定事業所数	移行対象者数	従前相当	基準緩和	計	指定事業所数	移行対象者数
栃木東	2	1	3	2	29	8	4	12	8	39
栃木西	4	2	6	4	34	5	1	6	5	46
栃木北	3	2	5	3	18	8	3	11	10	33
吹上	2	0	2	2	10	4	1	5	5	27
皆川	0	0	0	0	2	5	2	7	5	11
寺尾	0	0	0	0	3	1	0	1	1	12
国府	0	0	0	0	5	1	1	2	1	4
大宮	2	1	3	2	17	7	1	8	7	29
大平北	4	1	5	4	12	5	0	5	5	21
大平南	2	1	3	2	5	4	1	5	4	22
藤岡	1	0	1	1	10	5	2	7	5	14
都賀	3	1	4	3	9	3	2	5	3	18
西方	0	0	0	0	3	2	0	2	2	5
岩舟	1	1	2	1	10	5	1	6	5	19
市外	13	2	15	13		19	2	21	19	
計	37	12	49	37	167	82	21	103	85	300

令和元年6月1日時点

※圏域について

栃木東…倭町、旭町、室町、城内町、神田町、本町、沼和田町、河合町、境町

栃木西…片柳町、湊町、富士見町、平井町、菌部町、入舟町、祝町、柳橋町、錦町

栃木北…万町、日ノ出町、箱森町、小平町、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町

大平北…富田（第1～4、6、7、中央町第1）、西山田、下皆川、横堀、牛久、川連、土与、蔵井、真弓、下高島、上高島、北武井

大平南…富田（第5、8、日立）、新、西野田、榎本、西水代、伯仲

栃木市 第1号訪問事業 指定事業所一覧 (令和元年6月1日現在)

No.	事業所番号	指定事業所	郵便番号	所在地	圏域	訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス	サービスコード	電話番号
1	0970300430	訪問介護サービスフロラー	328-0034	栃木県栃木市本町17番9号	栃木東	○	○	A2	0282-22-1362
2	0970300398	栃木ケアセンターそよ風	328-0042	栃木県栃木市沼和田町9番27号	栃木東	○		A2	0282-20-5436
3	0970300158	有限会社ケアサポート石川	328-0031	栃木県栃木市日ノ出町9番27号	栃木北	○		A2	0282-22-0902
4	0970300414	栃木ケアーズ	328-0075	栃木県栃木市箱森町19番34号	栃木北	○	○	A2	0282-25-0550
5	0970300141	ピジョン真中株式会社訪問介護栃木事業所	328-0075	栃木県栃木市箱森町50番15号	栃木北	○	○	A2	0282-20-6175
6	0970300372	JAしもつけ訪問介護サービス	328-0068	栃木県栃木市片柳町二丁目1番44号	栃木西	○	○	A2	0282-20-8827
7	0970300679	あいケアステーション	328-0074	栃木県栃木市園部町二丁目5番9号	栃木西	○	○	A2	0282-23-6221
8	0970300463	栃木ケアサポートひまわり	328-0052	栃木県栃木市祝町12番9号	栃木西	○		A2	0282-20-5006
9	0970300356	いづるの里	328-0017	栃木県栃木市錦町5番26号	栃木西	○		A2	0282-24-5964
10	0970302105	SOMPOケア 栃木吹上 訪問介護	328-0125	栃木県栃木市吹上町166番地1	吹上	○		A2	0282-30-1381
11	0970300737	訪問介護事業所あすの里	328-0131	栃木県栃木市梓町455番地27	吹上	○		A2	0282-31-0202
12	0970300133	ニチイケアセンター 栃木	328-0012	栃木県栃木市平柳町三丁目38番10号	大宮	○		A2	0282-29-3081
13	0970300935	栃木市社協北部ヘルパーステーション	328-0027	栃木県栃木市今泉町二丁目1番40号	大宮	○	○	A2	0282-22-4457
14	0970301156	ピジョン真中株式会社訪問介護大平事業所	329-4404	栃木県栃木市大平町富田376番地8	大平北	○	○	A2	0282-28-6197
15	0972301071	ヘルパーステーションわかば	329-4404	栃木県栃木市大平町富田590番地1 ルネス・ブランドビル101号室	大平北	○		A2	0282-43-1481
16	0972301246	支援センターすぎのこ	329-4306	栃木県栃木市大平町西山田1198番地	大平北	○		A2	0282-25-6926
17	0970301743	ヘルパーステーションみどりの社	329-4406	栃木県栃木市大平町下菅川132番地3	大平北	○		A2	0282-45-1920
18	0970302055	在宅ケアプランツこもぎ	329-4425	栃木県栃木市大平町新1521番地5	大平南	○		A6	0282-25-7388
19	0970300984	栃木市社協南部ヘルパーステーション	329-4421	栃木県栃木市大平町西野田666番地1	大平南	○	○	A2	0282-45-1166
20	0970301255	訪問介護支援センターあさひ	323-1108	栃木県栃木市藤岡町太田1061番地1	藤岡	○		A2	0282-62-0818
21	0972300628	社会福祉法人スイートホームひまわり	328-0103	栃木県栃木市都賀町原宿1424番地1	都賀	○	○	A2	0282-29-3232
22	0972300404	都賀町老人デイサービスセンター 藤系荘	328-0105	栃木県栃木市都賀町白久保301番地1	都賀	○		A2	0282-92-0299
23	0970301495	居宅介護事業所ひだまり	328-0102	栃木県栃木市都賀町富張258番地6	都賀	○		A2	0282-91-1511
24	0972300842	ホームヘルパーステーション八洲院いづみね	329-4307	栃木県栃木市岩舟町静1289番地1	岩舟	○	○	A2	0282-54-3166
25	0970401816	ヘルパーステーションはわり	327-0001	栃木県佐野市小中町1255番1	市外	○		A2	0283-20-8872
26	0970401774	特定非営利活動法人ケアフラッグ幸	327-0501	栃木県佐野市養生東二丁目8番15号	市外	○		A2	0283-86-4561
27	0970402038	花の器	327-0843	栃木県佐野市堀米町617番地6	市外	○		A2	0283-23-6000
28	0970400685	トライ介護センター	327-0843	栃木県佐野市堀米町617番地12	市外	○		A2	0283-27-2717
29	0970400164	ニチイケアセンター 佐野	327-0843	栃木県佐野市堀米町3195番地 リバーフロント1F	市外	○		A2	0283-20-6215
30	0970400255	ピジョン真中株式会社訪問介護佐野事業所	327-0844	栃木県佐野市富岡町229番地12	市外	○		A2	0283-20-6262
31	0970501342	めぐり	328-0033	栃木県鹿沼市下永野245番地3	市外	○	○	A2	0289-84-7332
32	0970802492	コープヘルパーステーション喜沢	323-0014	栃木県小山市大字喜沢1475番地98	市外	○	○	A2	0285-38-7746

栃木市 第1号訪問事業 指定事業所一覧（令和元年6月1日現在）

No.	事業所番号	指定事業所	郵便番号	所在地	圏域	訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス	サービスコード	電話番号
33	0970801924	株式会社トータルホームケアアホームケアおやま	323-0024	栃木県小山市宮本町二丁目13番19号	市外	○		A2	0285-39-7371
34	0970802146	株式会社Nantenちーむe.t.c. 訪問介護事業所	323-0027	栃木県小山市花垣町二丁目3番19号 松島ビル101号室	市外	○		A2	0285-22-4659
35	0970801007	県南サポートセンター	323-0827	栃木県小山市神鷹谷1012番地1	市外	○		A2	0285-25-1129
36	0971600291	ハルパーステーションほほえみ倶楽部下野	329-0414	栃木県下野市小金井五丁目14番4号 ハイアットコートビル101号室	市外	○		A2	0285-37-8526
37	0972301048	株式会社シルバークバーライフネットワーク栃木営業所	321-0227	栃木県下都賀郡壬生町滝野5番1号 サンフレンス壬生1階	市外	○		A2	0282-81-2230

栃木市 第1号通所事業 指定事業所一覧 (令和元年6月1日現在)

No.	事業所番号	指定事業所	郵便番号	所在地	圏域	通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス	サービスコード	電話番号
1	0970301313	GENKINEX T 栃木倭町	328-0037	栃木県栃木市倭町5番18号 ラックス・サヤマビル1F	栃木東	○		A6	0282-20-8331
2	0970300398	栃木ケアセンター そよ風	328-0042	栃木県栃木市沼和田町9番27号	栃木東	○		A6	0282-20-5436
3	0990300303	なごみサポーターケア沼和田	328-0042	栃木県栃木市沼和田町10番17号	栃木東	○	○	A6	0282-28-6500
4	0970301578	デイサービスあみず	328-0042	栃木県栃木市沼和田町42番28号	栃木東	○	○	A6	0282-51-1735
5	0970301396	ケアステーションあざひ栃木	328-0033	栃木県栃木市城内町二丁目10番13号	栃木東	○		A6	0282-20-8823
6	0970301610	老人デイサービスセンター蔵の街ひまわり	328-0033	栃木県栃木市城内町二丁目17番23号	栃木東	○	○	A6	0282-21-8808
7	0970301537	ツクイ栃木城内	328-0033	栃木県栃木市城内町二丁目24番24号	栃木東	○		A6	0282-20-1255
8	0970300695	かなで	328-0033	栃木県栃木市城内町二丁目51番51号	栃木東	○	○	A6	0282-23-8114
9	0970301552	ケアステーションあざひ栃木園部町	328-0074	栃木県栃木市園部町四丁目1番49号	栃木西	○		A6	0282-20-1301
10	0970300513	オアシス通所介護事業所	328-0074	栃木県栃木市園部町四丁目2番32号	栃木西	○		A6	0282-25-1477
11	0970301339	オアシスひなた	328-0074	栃木県栃木市園部町四丁目2番32号	栃木西	○		A6	0282-25-1477
12	0970301982	リハビリ特化型デイサービスあいの風片柳	329-4406	栃木県栃木市片柳町五丁目7番22号	栃木西	○		A6	0282-25-7721
13	0970301883	デイサービスセンター入舟の里	328-0016	栃木県栃木市入舟町20番8号	栃木西	○	○	A6	0282-80-9076
14	0970300422	ふれんず	328-0015	栃木県栃木市万町2番14号	栃木北		○	A6	0282-24-1110
15	0970301198	やまとデイセンター	328-0015	栃木県栃木市万町2番9号	栃木北	○		A6	0282-28-6375
16	0970300042	特別養老ホームレコーナ	328-0075	栃木県栃木市箱森町1番14号	栃木北	○		A6	0282-22-6033
17	0970300414	栃木ケアーズ	328-0075	栃木県栃木市箱森町19番34号	栃木北	○		A6	0282-25-0650
18	0970301289	ピジョン株式会社栃木デイサービスセンターさんさん	328-0075	栃木県栃木市箱森町50番15号	栃木北	○		A6	0282-21-7443
19	09A0300037	デイサービスKuRaLiハ	328-0014	栃木県栃木市泉町23番10号	栃木北		○	A6	0282-51-1188
20	0970301719	蔵の街リハビリデイサービス	328-0014	栃木県栃木市泉町23番17号	栃木北	○		A6	0282-51-7775
21	0970301859	あずみ苑栃木大町	328-0071	栃木県栃木市大町25番27号	栃木北	○		A6	0282-24-4165
22	0970301925	コープデイサービスセンター昭和町	328-0013	栃木県栃木市昭和町2番8号	栃木北	○		A6	0282-20-1755
23	0970301560	ハバスデイサービスセンター	328-0013	栃木県栃木市昭和町8番5号	栃木北	○	○	A6	0282-21-7855
24	0970301271	デイサービスセンター湯くくり	328-0123	栃木県栃木市川原田町238番地2	吹上	○		A6	0282-22-5484
25	0970300638	栃木ケアサポーターひまわりデイサービスセンター	328-0123	栃木県栃木市川原田町254番地10	吹上	○	○	A6	0282-23-6009
26	0970300232	うづまデイサービスセンター	328-0123	栃木県栃木市川原田町1610番地2	吹上	○		A6	0282-25-2025
27	09A0300011	いわさき整形外科通所デイサービス	328-0123	栃木県栃木市川原田町1618番地44	吹上		○	A6	0282-22-1115
28	0970300950	デイサービス福寿園	328-0435	栃木県栃木市千塚町210番地	吹上	○		A6	0282-31-3666
29	0970301974	デイサービスセンターみながわ桜	328-0067	栃木県栃木市皆川城内町520番地	皆川	○		A6	0282-20-3660
30	0970302097	デイサービスセンター常若の杜みながわ	328-0067	栃木県栃木市皆川城内町1771番地1	皆川	○	○	A6	0282-25-6996
31	0970301479	星風会デイサービスセンターとちぎ泉川	328-0062	栃木県栃木市泉川町73番地1	皆川	○	○	A6	0282-20-2111
32	0970300224	たのし荘	328-0062	栃木県栃木市泉川町479番地	皆川	○		A6	0282-23-7655

栃木市 第1号通所事業 指定事業所一覧 (令和元年6月1日現在)

No.	事業所番号	指定事業所	郵便番号	所在地	圏域	通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス	サービスコード	電話番号
33	0970302113	デイサービスセンター あいの杜ちぎ	328-0061	栃木県栃木市新井町1005番地1	皆川	○		A6	0282-20-7716
34	0970301370	デイサービスセンター みつみねの郷	328-0204	栃木県栃木市梅沢町970番地	寺尾	○		A6	0282-31-3235
35	0970300091	星風会デイサービスセンター	328-0002	栃木県栃木市惣社町137番地1	国府	○	○	A6	0282-27-8511
36	0970300570	通所介護事業所まろにえ四季の里	328-0011	栃木県栃木市大宮町2023番地3	大宮	○		A6	0282-27-8501
37	0970301933	リハビリデイサービスセンター	328-0012	栃木県栃木市平柳町三丁目10番6号	大宮	○		A6	0282-25-7300
38	0970300133	ニチケアセンター 栃木	328-0012	栃木県栃木市平柳町三丁目38番10号	大宮	○		A6	0282-29-3081
39	0970301305	デイサービスセンター みどりわかば館	328-0012	栃木県栃木市平柳町三丁目42番5号	大宮	○		A6	0282-27-6300
40	0970301032	デイサービスセンター みどり	328-0012	栃木県栃木市平柳町三丁目42番13号	大宮	○		A6	0282-29-1801
41	0970301909	コープデイサービスセンター 今泉	328-0027	栃木県栃木市今泉町一丁目17番29号	大宮	○		A6	0282-28-0294
42	0990300311	リハビリ特化型デイサービスハートフィット	328-0027	栃木県栃木市今泉町二丁目8番31号	大宮	○	○	A6	0282-27-5561
43	0970301669	デイサービスセンター みどりの郷	329-4406	栃木県栃木市大平町下皆川1133番地2	大平北	○		A6	0282-45-1920
44	0970301867	デイサービスセンター さくら	329-4406	栃木県栃木市大平町下皆川12019番地1	大平北	○		A6	0282-88-1071
45	0972300271	老人デイサービスセンター 幸福苑	329-4413	栃木県栃木市大平町上高島774番地	大平北	○		A6	0282-43-1400
46	0970301065	土与デイサービスセンター なかまの家 幸福	329-4402	栃木県栃木市大平町土与123番地4	大平北	○		A6	0282-25-0780
47	0970300992	大平高齢者デイサービスセンター まゆみ	329-4415	栃木県栃木市大平町真弓1438番地	大平北	○		A6	0282-45-1726
48	0970301131	ハーモニーデイサービス 大平	329-4404	栃木県栃木市大平町富田5番地230	大平南	○		A6	0282-45-2233
49	0970302055	ファミーコはなの郷	329-4425	栃木県栃木市大平町新1521番地5	大平南	○		A6	0282-25-7388
50	0970301800	リハビリデイサービスセンター Arts	329-4421	栃木県栃木市大平町西野田202番地1	大平南	○		A6	0282-25-7022
51	0970301222	星風会デイサービスセンター お宿ひら	329-4423	栃木県栃木市大平町西水代1930番地1	大平南	○	○	A6	0282-45-2770
52	0972300404	都賀町老人デイサービスセンター 藤系荘	328-0105	栃木県栃木市都賀町白久保301番地1	都賀	○		A6	0282-92-0299
53	0972300628	社会福祉法人スイートホームひまわり	328-0103	栃木県栃木市都賀町原宿1424番地1	都賀	○	○	A6	0282-29-3232
54	0972300941	老人デイサービスセンター ひまわり升塚の家	328-0114	栃木県栃木市都賀町升塚422番地2	都賀	○	○	A6	0282-27-0051
55	0972200117	デイサービスセンター 雑の風	322-0601	栃木県栃木市西方町金崎403番地1	西方	○		A6	0282-92-0533
56	0972200224	デイサービスセンター 眞名子	322-0605	栃木県栃木市西方町眞名子1400番地1	西方	○		A6	0282-92-0909
57	0972301121	鷹塚デイサービスセンター なごみ	323-1104	栃木県栃木市藤岡町藤岡1822番地1	藤岡	○		A6	0282-61-2230
58	0970301792	ケアステーション あさひ 栃木藤岡	323-1104	栃木県栃木市藤岡町藤岡4287番地1	藤岡	○		A6	0282-61-2120
59	0972300313	特別養護老人ホーム 緑苑	329-0319	栃木県栃木市藤岡町中根355番地2	藤岡	○		A6	0282-67-3921
60	0972301097	ケアセンター みかも	323-1106	栃木県栃木市藤岡町都賀2296番地22	藤岡	○	○	A6	0282-62-3278
61	0972300487	デイサービス ハル苑	323-1108	栃木県栃木市藤岡町太田1386番地1	藤岡	○	○	A6	0282-61-1171
62	0972300792	デイサービス ハル苑 いわぶね	329-4307	栃木県栃木市岩舟町静1289番地1	岩舟	○	○	A6	0282-54-3161
63	0972301360	デイサービスセンター 笑顔施	329-4307	栃木県栃木市岩舟町静4386番地	岩舟	○		A6	0282-55-6000
64	0972301303	デイサービスセンター 桜の家 笑顔	329-4307	栃木県栃木市岩舟町静5145番地8	岩舟	○		A6	0282-28-6888

栃木市 第1号通所事業 指定事業所一覧 (令和元年6月1日現在)

No.	事業所番号	指定事業所	郵便番号	所在地	圏域	通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス	サービスコード	電話番号
65	0972300172	特別介護老人ホーム清松園	329-4303	栃木県栃木市岩舟町和泉816番地	岩舟	○		A6	0282-55-6677
66	0970301768	みずぎデイサービス	329-4314	栃木県栃木市岩舟町小野寺1500番地	岩舟	○		A6	0282-25-7760
67	0970401428	デイサービスセンター ゆうゆうクラブ	327-0023	栃木県佐野市相生町2815番地	市外	○		A6	0283-22-8880
68	0970401360	あずみ苑園川	327-0811	栃木県佐野市関川町325番地2	市外	○		A6	0283-20-4721
69	0990400368	ミントグリーン	327-0831	栃木県佐野市浅沼町269番地2	市外	○		A6	0283-55-8631
70	0970402053	ビジョン興中株式会社佐野デイサービスセンター-さんさん	327-0844	栃木県佐野市雷岡町229番12	市外	○		A6	0283-86-8072
71	0970501201	デイサービス 智光薬湯さくら	322-0049	栃木県鹿沼市花岡町137番地8	市外	○		A6	0289-78-5550
72	0970500674	デイサービス 智光薬湯	322-0252	栃木県鹿沼市加藤2520番地	市外	○		A6	0289-64-1126
73	0970500195	南押原デイサービスセンター	322-0526	栃木県鹿沼市榎木町5番地	市外	○		A6	0289-75-2220
74	0970501292	和音	328-0033	栃木県鹿沼市下永野245番地3	市外	○	○	A6	0289-84-7332
75	0990800302	リハスマイルおやま	323-0025	栃木県小山市城山町二丁目1番2号	市外	○		A6	0285-25-8890
76	0970801379	ふれあいの里・美田	323-0051	栃木県小山市生駒702番地	市外	○		A6	0285-38-0751
77	0970801635	ふれあいの里・なごみ	323-0061	栃木県小山市卒島1281番地2	市外	○		A6	0285-37-8812
78	0970801536	ゆうゆうケアステーションひわの里	323-0062	栃木県小山市立木710番地1	市外	○		A6	0285-32-1870
79	0970800330	デイサービスセンター-富士見荘	323-0063	栃木県小山市大字上石塚15番地	市外	○		A6	0285-38-0805
80	0970801049	デイサービスさみほ(王望)	329-0211	栃木県小山市磯三丁目1番13号	市外	○		A6	0285-45-3256
81	0972301386	星風会デイサービスセンター-みぶ例幣使	321-0214	栃木県下都賀郡壬生町壬生甲2620番地	市外	○		A6	0282-81-2800
82	0972301451	デイサービスサンフェローみぶ	321-0217	栃木県下都賀郡壬生町至宝三丁目9番3号	市外	○		A6	0282-28-6887
83	0972300669	JALもつけデイサービスセンター-ひだまり	321-0221	栃木県下都賀郡壬生町藤井1645番地3	市外	○	○	A6	0282-81-0377
84	1073101170	サクラデイサービス	374-0106	群馬県邑楽郡板倉町西岡新田163番地1	市外	○		A6	0276-47-4976
85	1073101253	めぐみデイサービス板倉	374-0121	群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1879番地	市外	○		A6	0276-49-6619

栃木市 第1号訪問事業（緩和した基準による訪問型サービス）サービスコード表【A2】

令和2年4月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 938単位	938	1月につき	
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		844
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 31単位		31
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		28
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 1,874単位	1,874	1月につき	
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,687
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 62単位	62	1日につき	
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		56
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 要支援2(週2回を超える程度) 2,972単位	2,972	1月につき	
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,675
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割		要支援2(週2回を超える程度) 98単位		98
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		88
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき

単価 10.21円(7級地)

栃木市 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）サービスコード表【A2】

令和2年4月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,172単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	39単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,342単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	要支援2 (週2回を超える程度)	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,715単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	要支援2 (週2回を超える程度)	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	二 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	267	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	267単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	240	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	271	1回につき
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	271単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	244	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 事業対象者 (週2回を	286	1回につき
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	286単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	257	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 事業対象者 (20分未満)	166	1回につき
A2	1414	訪問型短時間サービス・初任同一	166単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行	149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算	1回につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算	1回につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算	

単価 10:21円(7級地)

栃木市 第1号通所事業（緩和した基準による通所型サービス）サービスコード表【A6】

令和2年4月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,324単位	1,324	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス/21日割		要支援1	43単位	43	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2	2,714単位	2,714	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			90単位	90	1日につき

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,324単位	定員超過の場合 ×70%	927	1月につき	
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超		要支援1	43単位				30
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2	2,714単位				1,900
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			90単位				63

単価 10.14円(7級地)

栃木市 第1号通所事業（通所介護相当サービス）サービスコード表【A6】

令和2年4月改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655 1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		要支援1	54単位	54 1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		要支援2	3,393単位	3,393 1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		要支援2	112単位	112 1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位	380 1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391 1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752
A6	5010	通所型生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150
A6	5006	通所型複数サービス実施加算I1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算I2		(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位加算	480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算I3		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	栄養改善及び口腔機能向上 480単位加算	480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算I11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1 72単位	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算I12		(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援2 144単位	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算I21		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1 48単位	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算I22		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援2 96単位	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算II1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1 24単位	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算II2		(3) サービス提供体制強化加算(II)	要支援2 48単位	48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5 1回につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算I	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000加算	
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算V		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算II		(2) 介護職員特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000加算	

定員超過の場合

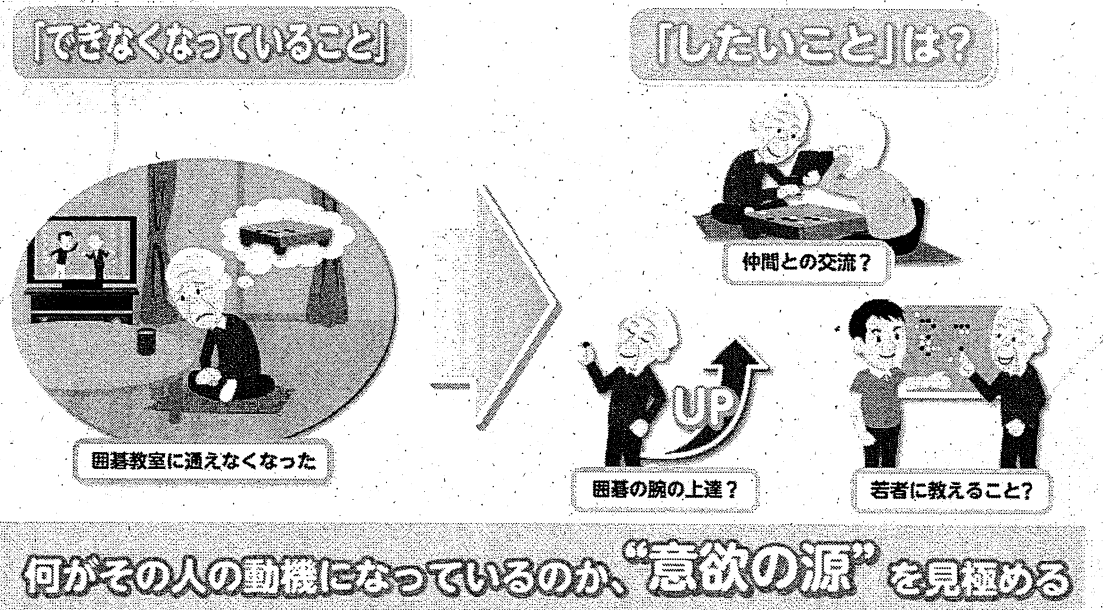
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 ×70%	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		要支援1	54単位		1,159 1月につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		要支援2	3,393単位		38 1日につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		要支援2	112単位		2,375 1月につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		78 1日につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		266 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

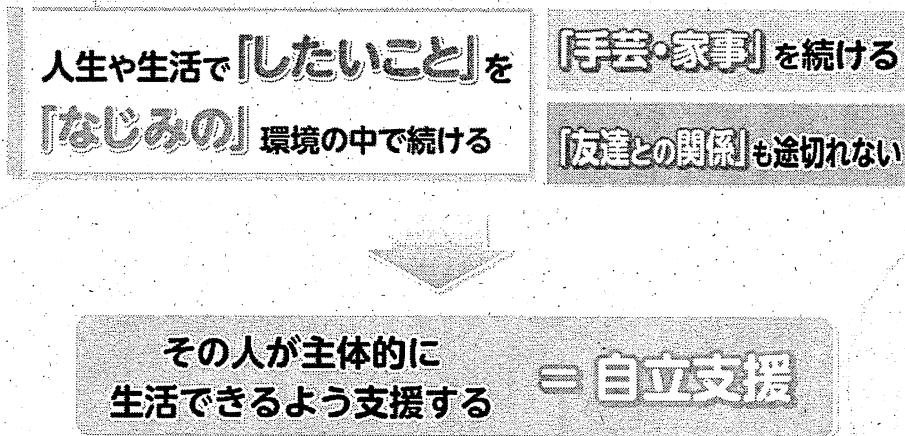
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		要支援1	54単位		1,159 1月につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		要支援2	3,393単位		38 1日につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		要支援2	112単位		2,375 1月につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380単位		78 1日につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位		266 1回につき

単価 10.14円(7級地)

1. 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

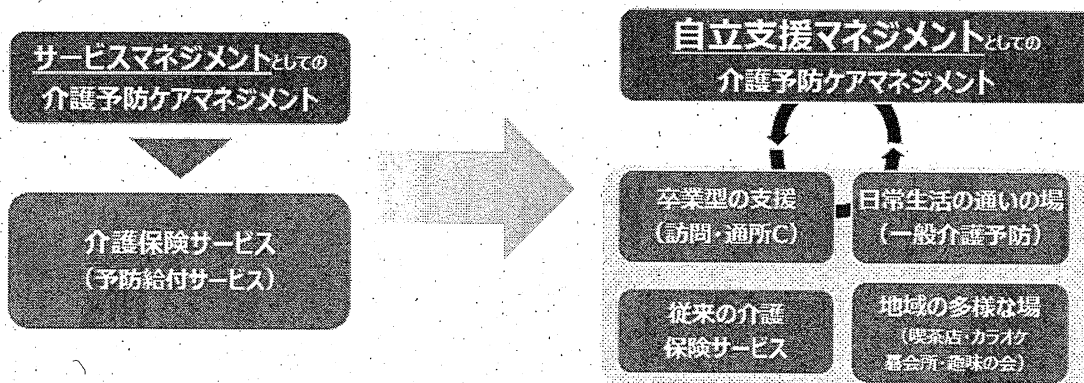


総合事業の介護予防ケアマネジメントは、本人の興味・関心や生活上の困りごとを把握したうえで、本人の「したい」「できるようになりたい」と思う具体的な生活を実現するための取組に切り替えていくことが強調されています。



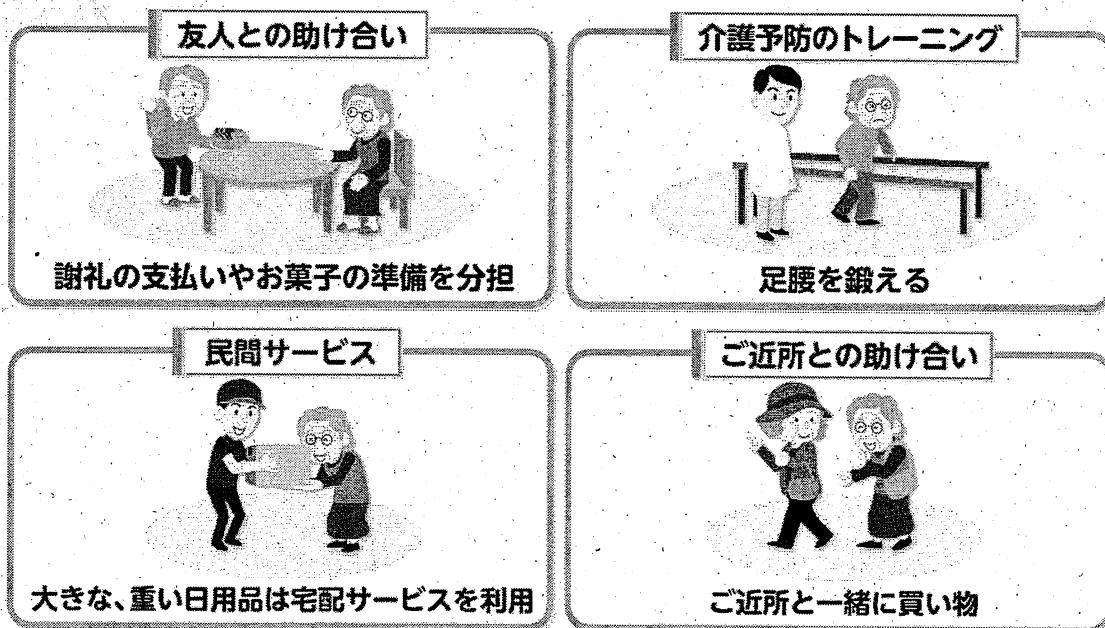
たとえば、「足腰が弱って買い物に出るのがおっくうになった」という高齢者に対し、単に訪問介護の生活援助や宅配サービスの利用を勧めるのではなく、「近くのスーパーに買い物に出られるようになりたい」という本人の希望を実現するために、何が必要なのかという視点からケアプランを考えることが重要です。

総合事業で目指している「介護予防ケアマネジメント」の方向性



旧来の介護予防ケアマネジメントを積み上げても、始点が介護保険サービスに限定されているため、「足りない地域資源」＝「介護保険サービス」という発想になるが、新しい介護予防ケアマネジメントでは、多様な資源の組み合わせによるマネジメントを積み上げていくので、地域に足りない支援やサポート、ちょっとした手助けの必要性が見えてくる。

従来の通所型・訪問型サービス等の他、地域の社会資源、本人固有のつながり等もアセスメントする中で、本人の「したい」「できるようになりたい」を大切にし、主体的に生活できるように支援します。



出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」、平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

2. ケアプランの移行例

① 栃木花子さん(72歳) 要支援1

【状態】

- ・夫と二人暮らし
- ・脳梗塞発症歴あり
- ・後遺症による右上下肢の軽度痺れあり
- ・夫の見守りで自宅で入浴している
- ・自宅周囲の散歩をしている

【課題】

友人も減り、閉じこもりがち

【目標】

- ・外出したい
- ・地域とのつながりを持ちたい
- ・自宅で入浴したい

【プラン】
(移行前)

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後		通所型 【従前】 入浴あり					

(その他) 4点杖レンタル



【状態】

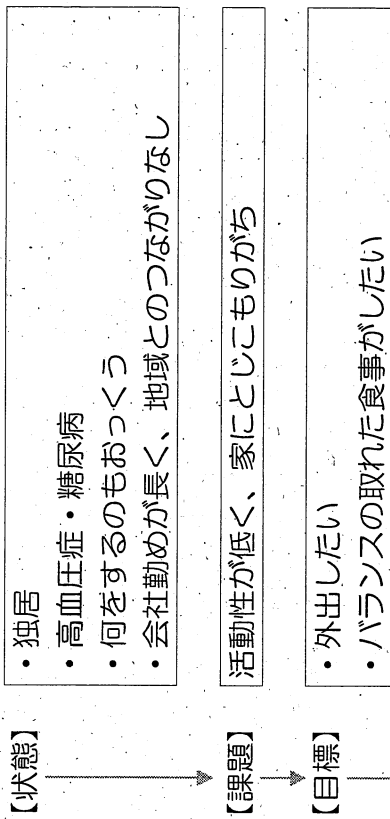
- ・あつたかたちぎ体操に毎週通い、交流の機会が増え、地域とのつながりが持っている。
- ・浴室の手すりを購入し、自宅で入浴が続けられている。

(移行後)

	月	火	水	木	金	土	日
午前		通所型 【緩和】 入浴なし					
午後				あつたか たちぎ 体操	〇〇 サロン		

(その他) 4点杖レンタル

② 栃木太郎さん(73歳) 事業対象者



【状態】

- ・サロンに誘われて参加するようになり、交流の機会ができた。
- ・配食サービスを利用したり、時々自宅近くの食堂に行けるようになった。

【プラン】
(移行前)

	月	火	水	木	金	土	日
午前		訪問型 【従前】 (掃除 調理)					
					訪問型 【従前】 (買物)		
午後							

(移行後)

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
		訪問型 【緩和】 (掃除)					
		配食サービス			配食サービス		
午後							
			スーパー宅配	〇〇 サロン			

(その他) 個人商店の宅配(随時)



3. 事業対象者・要支援1認定者のサービス例外利用の取り扱いについて

(※ **資料3** 「制度改正に伴う訪問型サービス・通所型サービス利用の考え方」の△印部分について)

○例外にあたるもの

【訪問型】	・緩和した基準による訪問型サービス(週2回) ・訪問介護相当サービス(週1回・週2回)
【通所型】	・通所介護相当サービス(週1回相当)

○例外利用の流れ

①アセスメントを実施し、上記のサービス利用の必要がある場合、事前に各地域包括支援センターに相談(包括担当者が調書作成)



②各地域包括支援センターで検討



③各地域包括支援センターから結果報告(適否・利用期間等)



④ケアプラン作成

※例外利用は暫定的な取り扱いです。利用期間経過後(更新時等)も、再アセスメントの結果引き続き必要な場合は、再度同様の手続きが必要になります。

※支援経過記録に、地域包括支援センターとのやりとりや、結果についても記載して下さい。

○例外に該当する事由

- ①退院直後等で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる
- ②身体面・医療面での介入が必要である
- ③複数の生活支援サービスが必要である
- ④自宅での入浴が困難である
- ⑤その他

4. 請求事務について

【現行】

【提出書類】	(介護予防支援) 「介護予防サービス作成結果報告書」 「介護給付費請求書」(様式 1) 「介護予防支援介護給付費明細書」(様式 7 の 2) 「給付管理票」(様式 11) (介護ケアマネジメント) 「介護予防ケアマネジメント作成結果報告書」 「請求明細」 「給付管理票」(様式 11)
【提出方法】	担当包括へ持参

【改正】

【提出書類】	(介護予防支援・介護ケアマネジメントとも) 「介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント作成結果報告書」 「請求明細」 「給付管理票」(様式 11)
【提出方法】	○担当包括へ持参・郵送(原則として毎月 7 日 必着) ○担当包括以外の包括へ持参 ・本庁へ提出→各包括(毎月 6 日 必着) ・各包括へ提出→各包括(毎月 5 日 必着)

栃木市地域包括ケア推進課あて（9月13日（金）まで）
 （FAX：0282（21）2670 / E-mail：houkatsu@city.tochigi.lg.jp）

栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の制度改正に係る説明会

質 問 票

事業所区分 該当に○印を記入		第一号訪問事業所		第一号通所事業所		居宅介護支援事業所
事業所名						
担当者	氏名					
	連絡先					
質 問 事 項						